
論 説

コンバウン王朝ビルマの成立と成文法『マヌヂエ・ダマタッ』の編纂

—第一編「王権神話」の創作をめぐって—

奥 平 龍 二

はじめに

1752年、ビルマ族⁽¹⁾による第3次統一王朝（コンバウン王朝 konbaung Min-zet 1752-1885）を創設したアラウンパヤー王（Alaung Mintaya-gyi Hpaya）は、1755年モン族の都ハンターワディー（Hanthawaddy）遠征後、王宮を拡大し、統治体制の本格的整備に着手した。その一環として、1756年⁽²⁾に既存の諸々の成文法「ダマタッ」（Dhammathat）⁽³⁾をもとにして、新たに、『マヌヂエ・ダマタッ』（Manugye Dhammathat 以下 MD と略す）を編纂せしめた。この成文法は、ビルマ族による最初の統一王朝であるバガン朝（Bagan Min-Zet 11-13世紀）以来、時代の要請に応じ書き改められてきた諸々の成分法を参考にして、いわば集大成されたものであり、それらに含まれる従前の判例、仏典に取材した訓戒やニャウヤン朝（Nyaungyan Min-zet 1597-1751）末期からコンバウン朝初期に流布していた慣習法が盛り込まれたものである。

本稿で取り上げる「王権神話」⁽⁴⁾とは、上記MDの第一篇で序を構成する部分である。MDに関する研究については、19世紀中葉にこの成文法が英国人行政官リチャードソン（D. Richardson）によって英訳刊行⁽⁵⁾されて以来、ビルマ法制史研究の一環として推進され

た。しかし、その研究は英國植民地司法行政に役立てる目的で開始されたものであり、またいわゆる法律学的研究が中心で、歴史学や文献学的な研究には余り重点が置かれてこなかった。確かに、今日のMD研究はビルマ法制史研究の草分けであるフォーハマー(Emil Forchhammer) やインドシナ法制史家ランガ(Robert Lingat)などによる先駆的研究に負うところが大きい⁽⁶⁾。しかし、従来の研究では、MD文献においては、「王権神話」の史的考察が欠けているように思われる。

本稿では、他の数多ある成文法の「王権神話」と比較して、アラウンパヤー王治世に書かれたMDのそれが何故により入念な神話を創作し挿入したのか、その意図を探るのが狙いである。そして、その「王権神話」が単なる神話ではなく、新たに王朝を創始したアラウンパヤー王の合法性を説くために、挿入したものであることを論証しようとするものである。

以下、第一章では「王権神話」をもって始められるビルマの「ダマタッ」法文献とはどのようなものかを概説し、次いで、本稿で取り扱うMDがダマタッ史上どう位置付けられるかを見ていく。

I. ダマタッ法文献とMDについて

1. ダマタッ法文献

「ダマタッ」⁽⁷⁾とは、ビルマの先住民モン族がバラモン・ヒンドゥーの宗教法典ダルマシャーストラ(Dharmaśāstra)の「訴訟を提起せしめる18項目」(vyavahāra)を枠組みとして、モン人仏教徒がその慣習法を成文化したものをモデルとして、ビルマ人仏教徒が自身の慣習法を分化した法律書であり、ビルマ伝統法⁽⁸⁾の中核をなすものである。「ダマタッ」は、バガン朝から19世紀末葉のコンバウン朝崩壊に至る800年余りの王朝時代に数十種類書⁽⁹⁾かれたが、それらが主として、貝葉(pe)に刻まれていく過程で、多くの異本も生じた⁽¹⁰⁾。今日、特に19世紀に筆写されたものが比較的多く現存している⁽¹¹⁾。

2. MDについて

MDは、1756年、アラウンパヤー王の命を受けて、同王の大臣を務めたチュンウン・ブンマ・ゼーヤ (Kyun-wun Bhunma Zeya)⁽¹²⁾によって編纂されたと言われる。MDの特色は、従来、難解なペーリ語だけで、あるいは、「逐条訳形式」(ニッサヤ=nissaya)のペーリ・ビルマ語で書かれていた「ダマタッ」がはじめて、ビルマ語散文体で、一般人に理解し易く書かれたことや従前の「ダマタッ」をはじめとする多種多様な法源から成り立っていることである⁽¹³⁾。

他方、MDは、従前の「ダマタッ」の内容の食い違いを明らかにすることなく抜粋し集録したりしたために、前後不統一や矛盾した記述も見受けられる⁽¹⁴⁾。法を定めたと言うより、実際に流布していた数多くの慣習法を広範に、且つ克明に記録したものである。この意味で、MDはすべての「ダマタッ」のなかで、ビルマの伝統的な法と慣習を最も子細に伝える文献として、換言すれば、「法律書」としてより、「文化の書」としてすぐれている。「百科全書的性格」[Harvey 1967: 236]をもつと言われる所以である。また、MDは本格的にはじめて英訳刊行された「ダマタッ」であったため、多くの内容的欠陥を持ちながらも、英領ビルマ植民地司法界で長らく重要な指針となったほか、今日でも、王朝ビルマを代表する重要文献の一つとして関係方面で利用されている。それ故、MDはアラウンパヤー王治世のみならず、特に、全コンバウン時代の文化と歴史を知る上で、価値ある文献として重要な位置を占めていると言っても過言ではない。

以上のような背景をもつMDの第一篇で序に当たる「王権神話」は、先述した通り、他の「ダマタッ」のそれと比較して、最も入念に創作されており、それは「上座仏教文化」の枠組みで語られるビルマ法の総論をなすものもある。以下に、MD「王権神話」の概要を述べ、次いで、その特徴を主な他の「ダマタッ」の「王権神話」と比較しながら明らかにする。

II. MD「王権神話」とその特徴

1. MD「王権神話」の概要

MD「王権神話」は大別して、前半と後半の2つの部分からなる。以下、各々の内容を概説する。

(1) 宇宙創造からマハータマダ王の選出まで [MD: 1-9]

多くの古典文献の冒頭と同様、まず、「彼の世尊、應供および正遍知に帰依し奉る。」とのブッダを崇敬する決まり文言ではじまる。次いで、「現世界の創造以来、マハータマダ (Mahā Thamada) という名の王にはじまり、伝説上の牧童が自ら判決した12の法、マハータマダ王が託してその少年が裁判官となり、判決した7日目の法において誤審し、裁判官が仙人となり、世界の飾りであるダマタッを記憶し運び、「ダマタッ聖典」として金箔貝多羅文書に著し、マハータマダ王に献上したマヌ・ダマタッの起源を述べよう。」と要約したのち、その内容を世界創造の経緯から書き始めている。

現世界 (baddha gaba=「賢劫 (げんごう)」) は前世界が火により7度、水により1度滅んだ後に出現した⁽¹⁵⁾。そして、この地球上に諸々のブッダ (正覺者) が悟りを開くことになる菩提樹が現われたことを述べている。次いで、仏教論が展開される。前世界で梵天界に住み、人間界に転生したビヤフマたち (byahma=プラフマ) は梵天界においてと同様、光彩を放ち、天空を飛び回り喜悦していたが、風味ある大地を貪り食べるうちに、精根尽き果て、光と飛ぶ力を失う。彼らは「ダダワー」 (dhadawa) と呼ばれた。次いで、ダダワーの前世の威徳と自然の法則によって、太陽、月、および星が順次出現し、太陽系が形成され、やがて、ダバウン月 [ビルマ暦12月=西暦3月に相当] の満月の日曜日に突如、須弥山 (しゅみせん) を中心とする仏教の世界が出現する。

地上に居着いたビヤフマは大地を食べ尽くしたあと、生育した薦を貪り食べるうちに、やがてこれをも食べ尽くす。新たにタレーサン (thale hsan) と呼ばれる上質の米が生育する。それを食べるうちに、ダダワーは諸々の身体器管が発達し、性別ができる、お互に

意識し合うようになる。こうして人類が誕生したが、人々はタレーサンを分かち合い、境界を仕切ることが良いと考えた。しかし、不正直な仲間が自分の分前が減っていくのを恐れて、他人の物を盗み食べた。それ以来、窃盗、嘘言、罵言および犯罪が頻発した。かくして、世の中に悪が蔓延り、世の秩序が乱れて混沌となる。人々はこれ以上事態を悪化させてはならないと決意し、一堂に集い、彼らの中からマヌ (Manu) という名の「戒」(thīla) と「正定」(thamādi) を具備した人物を国王とし、非難されるべき人間を非難し、社会から追放すべき人間を追放せしめよ、我々のタレー米の十分の一を差し上げようと協議し合った。そして、「ボサツ」であり、容姿容貌の整った、人を非難したり、称賛したり出来る力のある人物がいた。人々はその人物に近付き、国王になることを要請し、「灌頂式」(beiktheik) で聖水を注ぐ。そして、人々は彼を、「マハータマダ」(Maha Thamada 「人々の合意によって選ばれた偉大な人物」の意)、「カッティヤ」(Kattiya 「農耕地を支配する者」の意)、および「ヤーザ」(Yāza 「法に照らして、生きとし生ける者を裁き、諭すことが出来るもの」の意) と呼んだ。

太陽 (ne-min) の血統であり、清浄な恩恵を施す、有徳 (hpon) と威力 (dago) と権力 (anubaw) を有するマハータマダ王は人々の目の如くであり、第二の太陽 (hnit-ku myauk thaw ne-min) として、暗黒を振り払い、栄光という光で輝く。マハータマダ王が設けた境界を何人も侵すことはできなかった。

ある者は、他人の物を盗み、他人を侮辱し、また傷を負わせたりといった悪事を働いたが、「戒」と「正定」を具備した人物が悪事を払拭できる能力を有した。その勇気の故に、ビヤフマナ (byah-mana) とかブラフマナ (brahmaṇa)⁽¹⁶⁾と名付けられた。また、家を建て、農業や商業で多くの財産を得る人間を富豪 (thahte/dhag-ywe) と呼んだ。運が悪く、他人からの圧力を受け、不幸な状況にある人間は貧者 (thu hsinye) と呼ばれた。かくして、王族、バラモン、富豪と貧者の四つの階層が形成されたことが述べられている。

(2)マヌ仙による「ダマタッ」の発見〔MD：9—32〕

マハータマダ王は、全国を行政単位に分け統治に乗り出すが、人々の不満や紛争が生起する。他方、巷間で公正な裁判で名声を博していた7歳の牧童(nwa kyaungdha)が裁いた12の訴訟を挙げている。土地の境界の問題、土地の境界の破壊、窃盗、財産の強奪、ナッ(nat)同志の財産の争奪、リス・ふくろう・蛙の係争、リス・鼠の所有者、人妻の強姦、大人に対する子供の敬意、借用穀物の支払、借用銀の支払、および真実の証言の12項目である。〔MD：9—23〕次いで、上述の名裁判で名高い7歳の牧童がマハータマダ王の知遇を得て、大臣に任命され、マヌ(Manu)の称号が賦与される。そして、裁判官を委任されて7つの訴訟を一日一件、7日間取り扱う。マヌは最初、王の要請に対し、人間故に、誤審を犯す可能性があるとして、裁判官になることを拒むが、期限を切ることを条件に事件を取り扱うことに同意する。

マヌは第1日目、穀物の旧種と新種に関する係争、第2日目、雄と雌の家畜に関する係争、第3日目、大小の鶏に関する係争、第4日目、子供に関する係争、第5日目、農夫と森の精靈神に関する係争、第6日目、黄金の壺に関する係争と6日間は賢明に処理した。しかし、7日目の瓜の所有権をめぐる訴訟の裁判⁽¹⁷⁾で、マヌは案の定、誤審をして、世の嘲笑を招く。再審して、公正な裁判を行った結果、世の喝采を得た。〔MD：23—31〕

しかし、マヌは誤審を悔やみ、王に嘆願して許しを得て、大臣を辞任して仙人(yathe)となり、より絶対的な基準、すなわち、真理の探求の旅に出て、洞穴に達する。そこで、瞑想(kathain shu)に耽るうち、修業相成って超能力(zan)を得て、地上高く舞い上がり、宇宙の境界(setkyawala dadaing)に聳える鉄囲山(せっちせん)の山壁に達し、そこに、象、馬、水牛、牛と等身大の文字で刻み置かれた「ダマタッ」を発見する。マヌ仙はその内容を記憶して帰り、「マヌ・ダマタッ聖典」として著し、地上のすべての人々に恩恵をもたらすようにとの願いを込めて、これをマハータマダ王に献上するという筋書きで物語は終わっている。

2. ダマタッ諸文献の「王権神話」との比較的特徴

(1)ダマタッ諸文献の「王権神話」

バガン朝以来、コンバウン朝末期までのビルマ王朝時代に書かれた数十種に及ぶダマタッは、いずれも何らかの形の「序」で始められている。そして、その多くが「王権神話」を叙述しており、内容は大筋において類似してはいるが、一様ではなく、またバガン時代の『ワガル・ダマタッ』(Wagaru Dhammathat 1281年頃、以下、dhammathatはDと略す。)のような極めて短いものからMDのように長いものまで様々である。MDの「王権神話」と比較するにふさわしい「王権神話」を持つ主な「ダマタッ」を挙げれば、時代順に、『マノーターラ・ダマタッ』(Manawthara D 編纂年不詳)、『ピューミン・ダマタッ』(Pyuumin D 727年)『マヌターラシュエミイン・ダマタッ』(Manuthara Shwemyin D 8世紀前半作、18世紀後半まで何度も改訂)、『ダマウイラータ・ダマタッ』(Dhammadilatha D 1173年)、『カインザーシュエミイン・ダマタッ』(Kaingza Shwemin D 1629年)、『マヌイン・ダマタッ』(Manuyin D 1767年)等である。また、『モハウイセーダニ・ダマタッ』(Mohavihsedani D 1782年)や『アッタタンゲーパ・ウンナナー・チャン』(Attathanhkepa Wunnana Kyan 1841年)等のような比較的新しいダマタッでは、長文の序文となってはいるがマヌは無視されてしまっている。以下の項では、上述した主要なダマタッの「王権神話」⁽¹⁸⁾との比較を通じて、MDのそれの特徴を探る。

(2) MDの「王権神話」の比較的特徴

(1) MDと他のダマタッの「王権神話」との比較のポイントをいくつか挙げれば以下の通りである。宇宙誕生から人類誕生に至る過程、マハータマダ王誕生の経緯、マハータマダ王の性格および「灌頂式」などの正統性についての記述、巷間で公正な裁判で名声を博した牧童（後のマヌ大臣）による12の裁判とその内容、マヌが裁判官を引受るまでのマハータマダ王との問答、7日間の裁判の内容、マヌが7日目の裁判で誤審に至った経緯、苦行者となって真理探求

の旅に出て、宇宙の境界でダマタッを発見し、それを「ダマタッ聖典」として著しマハータマダ王に献上する過程等である。

MDの「王権神話」は以上の諸点の大半を網羅しているのに対し、その他のダマタッの記述は比較的簡略であり、克明さや精巧さに欠ける。例えば、『ダマウイラータ』では、宇宙創造からマハータマダ王の誕生に至る過程が省略されている。また、司法に関する記述に多くのスペースを割いているが、MDは別章⁽¹⁹⁾で取り扱っている。『マノーターラ』、『ピューミン』、『マヌターラ』、『カインザーシュエミイン』および『マヌイン』では、設定に多少の異同はあるが、前世界で死滅した梵天王が現世界で、マハータマダ王の血統として再生し、トゥバディヤ(Thubadya=Subhadra)とマヌ(マヌターラ、ないしマノーターラ)という二人の息子が成人し、各々占星術書と法律書をマハータマダ王にもたらす筋書きであり、前世界と現世界を結ぶ関係が明確に叙述されている。この点ではMDの記述より詳細であるが、同王の誕生過程がいずれも省略されている。

次に、マハータマダ王の正統性については、『ピューミン』、『マヌターラ』、『マヌイン』で、マハータマダ王がボサツであることに言及しているほかは、MDの如く、太陽王統に属し第二の太陽であることや、「灌頂式」(即位の儀)を経て、「マハータマダ」、「カッティヤ」および「ヤーザ」と呼ばれ、正統なる王として君臨したことと言及していない。また、マヌの所謂「12の判決」と「7つの判決」については、「ダマウイラータ」が人間の判断能力の限界を知るマヌとマハータマダ王との裁判官を引受る、引受ないの問答の様子を詳細に伝えているものの、6日までの裁判の内容が省略されている。また、『マヌイン』が「7つの判決」についてMDと同様に詳細に叙述しているが、「12の判決」については言及がない。

さらに、『ピューミン』および『マヌターラ』では、宇宙の境界の山壁に書き置かれたダマタッがマハータマダ王の血統であるピューミンディー王、帝釈天および苦行者の三人の尊者によってマガダ語で書かれたこと、それがマヌターラ仙によって、人類が住む南部州

(zabudipa) にもたらされたこと、その内容を理解しやすくするためにブッダーゴータ (Buddhagōtha) 大僧正がラーマニヤ語 (= モン語) でまとめたこと、等に言及している。この間の事情については MD は何も語っていない。

なお、宇宙の境界でダマタッを発見し、それをマハータマダ王のもとへもたらした使者は、MD 及び『マヌイン』がマヌ仙であるのに対し、『マノーターラ』『カインザーシュエミン』がマノーサン、『マヌターラ』と『ピューミン』がマヌターラ、『ダマウイラータ』が複数の苦行者とマヌ仙、など人物が多少異なっている。

(iv) 上記(i)で見た通り、MD「王権神話」は総ての伝説を完璧に網羅した訳ではないが、簡略化した部分は極く僅かであり、他のダマタッのそれと比較して、より克明に、また入念に描かれており、「神話」としての一つの纏まりを持っている。そして、この神話は「子供じみた」(Lingat 1948: 296)とか、「奇妙な」(ibid 1950: 15)とか、あるいは「色彩豊かな」(Maung Maung 1963: 2)物語であると評されている。またその編者は「すぐれた心理学者」(Lingat ibid)に譬えられている。

他方、その出典については、ランガやフォーハマはマハータマダ王の選出までの前半は編者が、『長部經典』(Dhiganikāya) の「起生本因經」(Aggañña suttanta) およびブッダゴータ (Buddhagōtha) の注釈書⁽²⁰⁾から「直接引用した」(Lingat 1950: 20; Forchhammer 1885: 96 参照)と述べている。しかし、「王権神話」の前半部については、MD の編者が実際は上記仏典と注釈書の内容を18世紀前半にウー・カラー (U Kala) によって編纂されたビルマ最初の本格的「年代記」の第一篇から引用した可能性が極めて高い。何故なら、MD の「王権神話」とウー・カラーの「年代記」の第一篇の前半部を比較すると若干の表現の違いはあるものの、大半が酷似しているからである〔MY: 7-14参照〕。いずれにせよ、前半部が創作でないことは明白である。

これに対し、マヌが宇宙の境界でダマタッを発見する後半部の筋書きはフォーハマーやランガが指摘している通り、三蔵やその注釈書

類には見当たらず、「7つの判決」をはじめとして、MD全体が17世紀前半のタールン王 (Thalun Min-taya-gyi) の大臣カインザーマヌヤーザ (Kaingza Manuyaza) 編の『マハーヤザタッ』(Mahayazathat) という法解釈書の影響を受けたことは明白である [Forch-hammer op. cit.: 96; Lingat op. cit.: 20 参照]。従って、MDの「王権神話」は純然たる創作とは言い難いが、むしろその特徴は前半部と後半部とをセットにして、一つの「神話」として、入念で克明なナレーションをもって、ビルマ上座仏教社会における法による政治の伝統を具体的に語りかけているところにあると言えよう。

では、何故に、アラウンパヤー王による王朝再興に当たってMD編者はそのような「王権神話」を挿入したのであろうか、次章では、特にその政治的意図を中心に検討する。

III. 「王権神話」創作の政治的意図

1. MD編纂の時代的背景

アラウンパヤー王がコンバウン朝を創始した18世紀中葉という時代は、我が国では、第8代将軍徳川吉宗の後を受けて、第9代徳川家重の時代を迎える、いわゆる江戸中期に当たる。また、欧州では、英仏両国が、植民地を舞台として、抗争が激化し、植民地七年戦争 (1756–63年) の時代を迎えようとしていた。特に、ビルマの隣国インドでは、第1次について、第2次カーナティック戦争が起こり、1702年に新旧が合併した英国東インド会社は、益々その権益を拡大しつつあった。そして、1757年のプラッシーの戦いを契機として、英国のインドにおける勢力が確立されていく。他方、ジャワでは、オランダの勢力が浸透しつつあった。こうした国際環境の中で、その余波がビルマにも及びつつあった。殊に、アラウンパヤー王統治下のビルマ領には、英仏両国からの使節や英國東インド会社員等が来訪し、また、英仏両国がそれぞれ、ビルマ族とモン族の抗争に支援を送るなどして、内政に関与していた。

他方、国内では、1733年インワ第8代王タニンガヌエ (Tаниンガヌエ) が死去し、第9代王に、マハーダマ・ヤーザ・ディバディ

(Mahā Dhamma Yāza Dibadi 別称 Hanthawaddy pa Min) が即位した。しかし、1732から38年にかけて、マニプール軍がシュエボーおよび王都インワを攻撃した。また、下ビルマでは、1740年、モン族が反乱を起こし、同42年上ビルマ地方を攻撃、占領し、マハーダマ・ヤーザ・ティバディを捕え、王都インワを焼き払ったため、220年余り続いたタウンジー王朝が崩壊した。

一方、上ビルマのシュエボー (Shwebo) 近郊のモウッソウボー (Moukhsobo) の代々ユワダギー (ywa dhagyi=村長) の家系に生まれ育ったアウンゼーヤ (Aung Zeya) は、1752年、その地域46カ村の兵を率いて立ち上がった。アラウンパヤーと改名したアウンゼーヤは1753年、モン族の掌中にあった王都インワを攻略・奪回し、同年ビルマ王に即位し、コンバウン・シュエボーに王都を造営した。そして、ダヌ (Danu), カチン (Kachin), カテー (Kathe=Manipur), カイン Kayin), およびシャン (Shan) など、インワ王朝下の地方の王 (min) や土侯 (sawbwa) などを支配下に置いた。

1755年、アラウンパヤー王は下ビルマのピエー (Pye=Prome) に進撃し、ヘンザダ (Hinzada) およびダゴン (Dagon=Yangon) を占領、マニプール軍を追撃し、その領土を占領した。次いで、1757年にはモン族の王都ハンターワディーを占領した。翌58年には、再度マニプールを征圧した。アラウンパヤー王は翌59年、タイ国からタニンダイ (Tanindayi=Tenasserim) 地方を奪回し、60年にはモッタマ (Mouttama=Martaban) およびダーウエー (Dawe=Tavoy) をビルマに編入した。さらに、ビルマ軍はタイ国へ進駐し、王都アユタヤ (Ayuthaya) を包囲したが、敗退し、アラウンパヤー王は撤退途中、モッタマで病没したと伝えられる (AAT: 231)。

2. アラウンパヤー王の出自と正統性

王都インワが攻略され、タウンジー朝が崩壊の危機に晒されていたころ、ビルマ民衆の間に、ビルマの救世主が現われるとの期待が高まる。そして、占星家によってその人物がモウッソウボー村の

代々村長の家系出身のアウンゼーヤであった。コンバウン時代に作成された王統系図によれば、アウンゼーヤはモウッソウボー村長ティリ・マハーダマヤーザ (Thīri mahā dhamma yāza) という称号を持つ父ミン・ニョウ・ザン (Min Nyo Zan) と母ミン・ソー・ウー (Min Saw U) の間にできた8人の子供の第5子として、ビルマ暦1076年(1714年)に生まれた。〔HSTH: 32—33; Than Tun(U) 1983: 29—30 参照⁽²¹⁾〕

上述の通り、アラウンパヤー王の家系は世襲的に確立した地方の行政官であったと同時に史書によれば、アラウンパヤーの父から数えて6代前のミン・シュエ・パ・チョウウ (Min Shwe Pa Chouk) はビルマ暦783年(=1422年)に、第5代インワ国王に即位したシンビューシン・ティハドゥー (Shinbyushin Thihadu) の孫に当たる。また、ミン・シュエ・パ・チョウウの母と父は、スイシンビューシン・ティハドゥーの娘シュエピイーメー (Shwe Pyi May) と甥のザガイン (Zagain) 町領主 (myoza) ミン・チー・ビュー (Min Gyi Byu) である〔YKM: 232〕としている。また、同書はバガン国王ピューソーディー (Pyu Saw Dhi) からアラウンパヤー王に至る47代の歴代王が太陽王統に属し、断絶することなく連綿と続いてきたこと、および、アラウンパヤー王の祖先が15世紀前半のインワ第8代王モウハニン (Mo Hnin) 御代にシュエボーに移り住んだことに言及している。〔ibid: 25—26〕

また、王朝年代記は、「ビルマ暦1113年ダグー月〔=1751年4月〕白分第8日水曜日にヤドナブーラ・アヴァ大国が崩壊した時、太古の総ての人々が信奉した太陽王統 (adeissa-kula adeissa-wantha nemin-myo nemin-nwe) でおわしあそばされしアラウン大正法王陛下 (Alaung Mintayagyi Hpaya) は先祖代々の地位である大国の傘さす総ての王を結集し統率なされ、国王となられあそばされた」〔KBZ I: 10〕と述べている。

以上の通り、コンバウン朝の年代記の記述に従えば、アラウンパヤーは王族出身ということになる。しかし、「年代記はアラウンパヤーが国王に御成りになられてから書かれたものなので、誇張があ

「のも事実であり」、また、「科学的に研究すれば、信憑性のないことも含まれている」〔Maung Thaw 1976: 93〕との指摘がある通り、ビルマ族の団結と王権の確立のために、アラウンパヤーを王族の血統であると年代記の編者が仕立て、誇張して書いたとしてもなんら不思議ではない。先にも見た通り、王統系図からアラウンパヤー王がインワ前期に遡りうる王族の末裔であるとしても、直系には程遠く、地方の行政官の家系というのが実情のようである。むしろ、年代記の著者はそれが故に、誇張的に表現する必要があったと考えられる。

因みに、年代記が語る範囲でコンバウン朝以前のビルマ王朝の創始者の血統をみると、バガン朝中興の祖アノーヤター王 (Anawrahta 在位 1044—77) はンガダバ (Ngadaba) 王統に属すバガンの創始者タムダリッの第42代王と言われる [HMY I: 230]。タウンジー朝の創始者ダビンシュエティー (Dabinshwehti 在位 1531—1550) はタウンジー領主ミンヂイニョウ (Min Gyi Nyo) の皇太子であり、タウンジー王統第33代王である。また、ニヤウンヤン朝のイエナンダメイッ (Yenandameik 在位 1597—1605) はニヤウンヤン領主である。以上の諸王はいずれもが地方の豪族的支配者であった。[HMY III: 121]

他方、アラウンパヤーの場合は、自ら権力的野心で王位を奪取したわけではなく、民衆が待望する中で、救世主的存在として選ばれた王であり、彼のマハタマダ王の立場に相通じるものがある。しかし、アラウンパヤーは、一地方の村長レベル出身という王たる者の要件の一つとしての出自の面におけるマイナス要因をクウドウ・カン (kudo-kan 「功德運」) によってもたらされた先天的資質や人格やカリスマ性といったプラス要因によって、自身が合法的な王であること、即ち、王権の正統性の根拠を示す必要があった。MD の編者が入念な「王権神話」を挿入した背景にはこうした政治的事情が汲み取れる。

では、「王権神話」の挿入に際し、具体的にいかなる政治的意図があったかを次に検討する。

3. 創作的意図

(1) 「王権神話」挿入の意図

前述した通り、アラウンパヤー王を取り巻く国内の情勢には厳しいものがあった。ビルマ王国の再興は一にアラウンパヤー王個人の資質に大きく係わっていた。そのような時代の気質は、ケニッヒも指摘している通り、アラウンパヤー王に対して、「メシアニズムという否定し難い要因を提供した」(Koenig 1990: 65)。そうした「メシア」の期待を背負ったアラウンパヤーが取り組まなければならなかつた焦眉の急の問題は、国内平定に伴う国家統治機構の確立であった。その最大の任務はビルマに強力な「上座仏教国家」を築くことであった。そのためには、アラウンパヤー王自身の合法性とコンバウン王朝の正統性を宣布することが肝要であった。そして、そのことを何らかの形で表現する必要性があった。その恰好の手段はバガン朝以来、統治のための理念が盛り込まれた成文法ダマタッを改めて編纂させることであった。アラウンパヤー王自ら MD 編纂を命じたと言われるもの、それを裏付ける詔勅などの史料が見当たらないことから、アラウンパヤー自身の意思によってなされたか否かは不明である。編者自身の工夫である可能性も否定できない。しかし、誰のアイディアであれ、マハータマダ王の「王権神話」の挿入は、内容的に、アラウンパヤー王の時代と共通性が見られるだけに、時宜を得たものであった。それを人々に今一度想起させ、よって王権の正統性を納得させる意味があった。以下「王権神話」の分析に移る。

(2) 王権の正統性の根拠

前述した通り、神話は、マヌという人物が人類最初の国王として選出された過程を叙述している。そして、そこには王が正統性を主張しうる要件が5つ含まれている。以下その要件を神話に登場する順に取り上げる。

(1) 「パヤーラウン」(Hpaya-laung／パーリ語 Bodhisatta ボサツ「菩薩」)

後にマハータマダ王に選出されるマヌなる人物はまず「パヤーラウン」として現世界に現われる。この伝統はビルマの歴代王に受け継がれ、王たる者の重要な要件となっている。王が「パヤーラウン」であるという概念は王に神聖なイメージを与えると共に、現世において人々を救済するために、ねはんへの到達を延期するという自己犠牲が人々の尊敬を勝ち取ることを意味する。

(ロ) 「マハータマダ」(Mahāthamada／パーリ語 Mahā Sammata),

「王権神話」では人々が「マヌなる人物に近付き懇願して三種の灌頂水 (tounba-dhaw-beiktheik)⁽²²⁾ を注いだ」〔MD：6〕と述べている。彼を「人々が合意し〔王と〕認めて呼んだが故に、「マハータマダ」という名称で、また、耕地の主なるが故に「カッティヤ」(Kattiyā) という名称で、さらに、法に照らして、生きとし生けるものを諭すことができる故に、「ヤーザ」(Yāza) という名称で」呼んだ〔ibid：6－7〕。

上記「灌頂水を注いだ」とあるのは、「聖水を注いで祝賀する」(beikteik) ことで、「灌頂式」すなわち、即位式を意味する。この儀式において、マヌなる人物（マハータマダ王）は混沌とした世の中に法と秩序を回復し、それらを維持し、よって平和で豊かな社会を築くことを約束し、他方、人々は報償として全収穫量の十分の一を王に献納することを約束し、相互契約関係が結ばれた。

この伝説上の儀式は、後代の模範として諸々の王国で取り入れられたが、マハータマダ王の末裔と称するビルマの歴代王は、インドラ神が神々の王となる儀式 *indrābhiseka* をモデルにしたものと考えられる。「ベイッティック」の儀式は、王による事実上 (de facto) の支配者から、「法律上の」、「正当な」(de jure) 支配者となることを意味した。[Aye kyaw 1979: 149 参照]

(ハ) 「カッティヤ」(kattiyā)

上記(ロ)の通り、マヌなる人物は人々から「カッティヤ」と呼ばれた。「カッティヤ」とは、サンスクリット語クシャトリヤ (kṣatrīya) に相当するパーリ語源の言葉であり、本来的には支配階級が属する

ヒンドゥー・カースト制の第2カーストを意味するが、「王権神話」では「農耕地の主」として描かれている。ビルマ王は王族に属したかの偉大なるゴータマ・ブッダの末裔としてこの階級に属すと考えられた。そして、「農耕地の主」という概念は、「水と土地の主」(ye mye shin) や「天空と土地の主」(mo mye shin) などと共に、ビルマのような農耕社会では王権の正統性を確保するために不可欠の要素であった。

(=) 「ヤーザ」(yāza)

上記(=)で見た通り、マヌなる人物は人々によって「ヤーザ」と呼ばれた。「ヤーザ」はサンスクリト語ラージャ (rāja 支配者=王) に相当するパーリ語源の言葉で、法 (taya) に則り人々を裁き、論す能力を有する者である。この段階では未だマハータマダ王のもとへ宇宙の境界からダマタッがもたらされていないので「法」(taya) の概念が曖昧であるが、恐らくは自然法に近いものを指したと考えられる。ダマタッがもたらされて後、これにおいて説かれた「王の履行すべき十種の法」などのいわゆる「正法」を具備した国王による統治は理想的な政治といわれ〔石井 1975: 81 参照〕、歴代ビルマ王は「ミンタヤー」(min-taya 「正法王」=「ダマヤーザ」dhamma-yāza) と呼ばれた。「正法王」は単に法と秩序を維持するだけでなく、道徳的秩序をも確保する義務が課された。「ミンタヤー」の概念は、新しい王朝の創設を正統化し、宗教の守護者として、仏教僧団を統制した〔Aung Thwin 1985: 57 参照〕。即ち、アラウンパヤー王は、仏教の典型的な守護者であり〔Than Tun 1985: 23〕、「大正法王」(min-taya-gyi) であることを示したのである⁽²³⁾。

(ホ) 「ネーミン」(ne-min)

先にも見た通り、「王権神話」は、マハータマダ王が太陽王統(ne-min i ahset-anwe) に所属し、「第二の太陽」であることを謳っている。ビルマの歴代王も、基本的には太陽の直系であると見なされる素地はあったが、それが特に強調されたのが、コンバウン朝下においてであり、アラウンパヤー王治世において著しいものがあつた。

先に見た通り「王権神話」の中で、マヌなる人物は「太陽王統」の直系で、前世の威徳故に「パヤーラウン」（ボサツ）としてこの世に生まれ、人々の合議によって国王に選出され、マハータマダと呼ばれて混沌とした世に法と秩序を回復し、よって理想的な政治を行ったことが述べられている。そのマハータマダ王は宇宙を支配する仏教王「セッチャミン」（setky-a-min「転輪聖王」＝パーリ語 Cakkavattin；サンスクリット語 Cakravartin）とさえ見なされた。MDの編者は「王権神話」において、アラウンパヤー王をマハータマダ王に重ね合わせることによって、政治の正統性の根拠としたふしがある。バガン朝以来、歴代王が主として「パヤーラウン」（「ボサツ」）であることを強調している伝統に加えて、アラウンパヤーの場合は、「太陽王統」の直系であることを殊更に強調することによって、コンバウン王朝の正統性を宣布しようとしたのである。それ故、いわば平民出身の父王アラウンパヤーの敷いたこの布石は、第2代ナウンドーディー（Naung-daw-gyi 別称 Dipeyin=Dabayin）以降の歴代王が享受することとなる反面、王族となった第2代王以降においては、「太陽王統」を殊更強調する必要性はなくなったのである。

4. 史料による検証

以上、MDの「王権神話」に見られる王権の正統性の根拠にいうるいくつかの要件を取り出し、「神話」挿入の政治的意図を探ってみた。そこで得た結論を同時代の、詔勅をはじめ、年代記、戦記、書簡等の諸史料で以下で検証する。

(1) 王権の正統性

(イ) 「パヤーラウン」（「ボサツ」）と「セッチャミン」

アラウンパヤー王が「パヤーラウン」であると見なされていることは、同王の詔勅で随所に見られる。例えば、下ビルマのモン族掃討作戦のために王都を離れるに際し、自ら「パヤー(ア)ラウン」と宣言している。〔ROB III (1755・1・2) : 90〕

他方、アラウンパヤーが誕生する以前から、既に王たるにふさわ

しい人物が生まれるとの様々な前兆や予言が飛び交っていた〔KBZ I: 16〕。また、アラウンパヤーが成人に達してからも、自ら間違なく王になると肝に命じて、「未来のセッチャミン」(setkyawate-shemin-laung) が履行する「布施」(dāna), 「法」(damma=dhamma の変形), 「自己抑制」(thanyama) という三種の法と四種の武器を具備するよう実践した〔KBZ I: 17〕とあり、また「セッチャタキン」(setkya-thakin 神聖にして超自然的武器の保持者)〔KBZ I: 102〕という表現を使い、暗に「セッチャミン」と見なしているふしがある。

(ロ) 「マハータマダ」, 「カッティヤ」および「ヤーザ」

MD「王権神話」で見た通り、「灌頂式」において、マヌなる人物は人々によって「マハータマダ」であると同時に、「カッティヤ」および「ヤーザ」と呼ばれたが、そこでは、この三つは一つのセットとして掲げられている。それ故に、先にも述べた通り、アラウンパヤー王がコンバウン朝の年代記の編者たちによって、マハータマダ王に重ね合わされ、比肩されたこと自体、アラウンパヤーが「カッティヤ」で、且つ「ヤーザ」をも意味した。アラウンパヤ王の場合、シュエボー近辺に居住する親戚縁者等46人がアラウンパヤーに対し「時正に来たれり。王位を取り、生きとし生けるもの(dhadawa) すべてをお救いあそばされませ」とマハータマダ王に対して〔懇願するか〕如く懇請した〔KBZ I: 21〕こと、マハータマダ王に始まり、断絶することなき「カッティヤ」の血統であること〔ibid: 66〕や、「われ王統に属し」〔ibid: 22〕とか、「われ君主〔ekayin=ekayaza〕になるに相応しい」といった王自身の言葉などは記述しているものの、アラウンパヤー王の「ベイッティッ」(灌頂式) の詳細には触れていない。しかし、「ベイッティッ」の儀式については王朝時代の統治に関する史料に詳しく解説されており〔MMOS I (s164-169): 238-248 参照〕⁽²⁴⁾、これで見るかぎり、アラウンパヤー王のために「ヤーザ・ベイッティッ」などの「即位式」が行われたと考えられる。

(ハ) 「太陽王統」(「ネーミン」)

アラウンパヤー王の家臣や後代の歴史家たちが、同王をマハータマダ王に重ね合わせ、「太陽王統」の直系と位置付けた記述が年代記、戦記、詔勅等の隨所で見られる〔KBZ I: 108; YMK: 163; AMA: pt.1 No. 3, 4, 11, 21, 25, 70など; ROB III (1755・6・20): 100〕。また、僧団に対する書簡〔ROB III (1756・10・19): 169〕や英国王に対する書簡〔ROB III (1956・5・8) 150〕においても同様である。

(2) アラウンパヤー詔勅の冒頭の特徴

(1) 王朝時代の詔勅の一般形式

バガン朝からタウンジー朝末期に至る王朝時代を通じて、詔勅の書き出しは大半が「威徳絶大にあらせられし大正法王陛下の詔勅あり」(hpondaw ahlun kyi daw hmu hla dhaw ashin bawashin mintayagi hpaya ameindaw shi dhi) という簡単な表現が用いられている〔ROB I (1598・8・25): 157; ROB II (1736・10・24): 346など〕。また、中には、「詔勅あり」〔ROB I (1368・6・19): 149など〕とだけ表現しているものもある。アラウンパヤーのそれは別として、コンバウン朝の詔勅も、概ね同じ傾向にある。インドシナ最強の王国を築いたといわれるバドン王(Badon=Bodawhpaya)の詔勅の書き出しあえ極めて短い。精々長くとも、「威徳絶大あらせられ、水と土地の主、六彩牙巨象の主、白象の主、超自然的武器の保有者、大正法王陛下の詔勅あり」〔ROB IV (1784・10・16): 388〕程度の長さに過ぎない。コンバウン朝後期の詔勅の冒頭も概ねバドン王スタイルである。アラウンパヤー王の詔勅にふんだんに見られる「太陽王統であられし」云々の表現は見られない。

(2) アラウンパヤー王詔勅の形式

アランウパヤー王の重要な詔勅や書簡の多くは王たる者を象徴する多くの修辞句が並べられ〔既出 ROB III (1755・6・20): 100; (1756・5・8): 150など〕、王の側近が王の存在感を内外に誇示し、よって王の威信を高揚せんとする並々ならぬ意欲が感じられる。以下にその一例を示そう。

「威徳絶大にあられし、宗教の御施主、白象を多々所有されし、

御宮殿の主、太陽王統であられし、神 (hpaya thakin) の予言を得られし、苦行仙の説かれし宝蔵に所属されし金・銀・財宝の主であられる、不正直なる盜賊たる叛徒達を毘沙門天、闇王、帝釈天、アーラヴィ (Alavi) 国⁽²⁵⁾の民である羅刹の4つの武器を持ちて、望み通に毀壞飛散せしめる徳、腕力 (let-yon)，学識者であられる、闇王の本性の如く、畏趣 (hsandāgati)，嗔趣 (dosāgati)，痴趣 (mohāgati)，怖畏趣 (bhayāgati) の四悪趣 (agati le-ba) へ偏重することなく判決をくだしあそばされる、王法 (yāza dhamma)⁽²⁶⁾、「打ち破り難き不衰退の法」(aparihāniya)，および、「援助の四法」⁽²⁷⁾ (thingaha-taya le-ba) を疎んじず、衰微する国の尊き宗教を維持・保護・扶助する者なき国の子孫への遺産を継受あそばれし、アラウンパヤー大正法王陛下の詔勅あり……」(前出 ROB III (1755・6・20) : 100)

また、アラウンパヤー王が英國ジョージII世に宛てた祝詞文の冒頭を見てみよう。

「威徳絶大にあられ、トゥナパンダ (thunapanda) 地方⁽²⁸⁾、タンパディーパ (tanpadipa) 地方⁽²⁹⁾、カンボーザ地方⁽³⁰⁾等のすべての大地方の主にして、ミャンマー国、シャム国、チェンマイ国、マニプール国、モン国の王の君臨する大国の傘さすすべての王を支配されし、財宝・金・銀・銅・鉄・琥珀等の宝石鉱山の主、白象、赤象、斑点象の主、神槍の所有者、太陽王統、すべての宮殿と楼閣の主、ラトナプラ・インワ大国と共に、アユザジャープーラ (Ayuza jāpūra) という名のヤドナティンガ・コンバウン (Yadana thinga Konbaung) 大国を支配あそばれし、アラウン大正法王陛下……」(AMA (1756・4・8) : 50)

以上のように、アラウンパヤー王の詔勅の冒頭部分はビルマ歴代王のそれと比較して、長文で且つ多くの修辞句を用いており、その特異性は歴然としている。殊に、「太陽王統」については歴代王の詔勅に見られないものであり、これはアラウンパヤー王およびその側近がマハータマダ王のモデルを活用して、王としての合法性とコンバウン王朝の正統性を宣布したものにほかならない。そして、そ

の背後に、法と秩序を回復し強靭な「上座仏教国家」の再建をめざすアラウンパヤー王の並々ならぬ意欲が窺われる。

おわりに

上述の通り、アラウンパヤー王は、ビルマ王国の再建に強い信念をもって臨んだ。そのために、当面血生臭い戦いに挑まざるをえなかつたが、国内平定を計るに当り、ビルマを取り巻く周辺諸民族との融和と团结を図る必要性を感じていた。また、アラウンパヤー王は、ハーヴェイが指摘している通り、「称賛、叙任、授爵を惜しま」〔ハーヴェイ 1976:338〕ず、軍功を収めた者、国の再建に貢献した者等に対して、称号授与等をもって報いたが、その数も多数にのぼった〔KBZ I:27-35; AAY:34-36 参照〕これはアラウンパヤー王独特の人事掌握術でもあった。

アラウンパヤー王は、仏・法・僧の三宝を篤く敬い、「正法」を戴き政治を行うことに忠実であった。周辺諸民族との交流をも深めた。特に、インワのタウングー王朝を滅亡させた南の宿敵モン族とも、戦争中、仏教を通じて交流をはかった。アラウンパヤー王はハンターワディーのモン族王ビンニヤダラ (Binnya Dala) との間で、仏教を通じ交流が深められるべきであることを意図した書簡の交換を行っている〔ROB III (1756·6·28):32; (1756·10·25):36など〕。

以上のように、アラウンパヤー王は「すべての傘さす大国の王を支配する王」(thaing-gyi pyi-gyi hti-hsaung-min daga-do i ashin) として、諸外国との朝貢関係を結び、「王中の王」(yazadhiyaza) として対外的威信を高め、国内的には仏教の守護者として、ビルマの「上座仏教国家」の確立を目指したのである。

以上、本稿ではアラウンパヤー王時代に編纂された成文法 MD (マヌヂエ・ダマタッ) の「王権神話」を取り上げ、それが挿入された政治的意図を探った。そのテキストとして、ここでは、1782年写本を使用した。これは、1782年以前の年代の明らかな写本が見当たらないために現存最古の写本と考えられる。他方、詔勅等同時代の諸史料と照合する限りその可能性は少ないが、この写本がバドン王

の即位直後に作成されていることから、その「王権神話」がバドン王時代に挿入された可能性も全くは排除されないとと思われる。この問題については、今後の研究課題としたい。

なお、本稿を執筆するに当り、上智大学石井米雄教授に多々御指導を仰いだ。ここに記して感謝の意を表します。

註

- (1) 1989年6月、ビルマ政府はビルマの正式国名ピイーダウンズ・ミャンマー・ナイングガンドー (Pyidaung-zu Myanmar Naingngandaw) の対外呼称を Union of Burma (邦訳「ビルマ連邦」) から Union of Myanmar (同「ミャンマー連邦」) に変更したが、本稿では日本語として定着している「ビルマ」を採用した。また、その言語名と民族名も各々ビルマ語、ビルマ族と呼称する。
- (2) 「マヌデエ」の編纂年については正確な記録がないため、フォーハマー (Forchhammer 1885: 96) に従う。
- (3) 従来、拙稿では「ダムマタッ」と表記してきたが、ビルマ語の発音に近い「ダマタッ」に改める。
- (4) MD 第一篇で語られている内容は、原古の出来事を述べ、宇宙、人類、および文化の起源論を取り扱っているほか、国家の支配者である王の正統性を語っていることから、「王権神話」と呼びうる要件を総て充たしている考えられる。(大林太良著『神話学入門』中公新書 参照)
- (5) MD といえば、一般的にリチャードソンの校訂本 (1847/1874/1891/1896の4版) を指す場合が多い。しかし、本稿ではビルマ暦(以下BEと略す)1144年 (=1782年)写本を使用する。それは「王権神話」の部分は、双方とも内容的に変わらないが、英國植民地支配下で刊本になった写本がオリジナリティを損なっている場合が見受けられる。リチャードソンMDもその例外ではないからである。
- (6) MDに関する学術研究としては、Forchhammer (1885), Lingat (1949/1950), Shwe Baw (1955), Kyin Swi (1965), Maung Maung Thaik (1969), Than Tun(D) (1985), Okudaira (1986, 1987)などがある。
- (7) 「ダマタッ」の特色は、第1に、その内容がビルマ人仏教徒の慣習法であり、仏教倫理の影響は随所で認められるが、世俗の法であること、

第2に、王朝時代に国内各地域で流布していた慣習法や従前の判例などが国王の命をうけて、学識者によって成文化され、国王の裁決である「ヤーザタッ」(yazathat)と共に、国家の基本法として重要な役割を果たしたこと、第3に、この法は、本来、人によって作られたものではなく、超越的存在によって与えられ「神聖にして永遠不滅」であり、「時間・空間を超越する存在であり、普遍妥当性をもつ規範」[石井 1983: 27]であること、第4に、法概念は不变であるが、内容は時代に即応出来るようしばしば書き改められたこと、などである。

- (8) ピルマの伝統法は、ダマタッとヤザタッの外に、「ピヤットン」(hpya-hton 判例)、「ダレートンダン」(dale-htondan 慣習) や仏教僧侶の規範である「ヴィニー」(vini=vinaya) などから成っている。
- (9) Digest (1882—1884) Vol. I .II (4—10); Thamaing (1905) pp. 179—198; Furnivall (1940) 等参照。
- (10) 例えば、「ダマヴィラータ・ダマタッ」はヤンゴン国立図書館(写本年不明), 英国図書館(1749年写本)等に所蔵されている。また, MDについては, 写本年 1144BE (1782), 1153BE (1791), 1222BE (1860) が, いずれもヤンゴン国立図書館に所蔵されている。
- (11) 法文献の所蔵機関としては, ヤンゴン大学中央図書館(111, 1981), ヤンゴン国立図書館(66, 1978), マンダレー大学図書館(39, 1983), ヤンゴン・パーリ仏教図書館(18, 1982), 英国図書館(15, 1982), カルカッタ・アジア協会(9, 1989)などが主なものである。(上記括弧内は写本蔵書数と調査年次)
- (12) 別に, Mahā Thiri Uttama Zeya Thingyan Amat の称号があり, アラウンバヤー王の側近の一人で, 大臣クラス(御堀担当)でMDの編者であるといわれている(Pe Maung Tin 1965: 239—241 参照)が, 詳細は不明である。なお, 同王にとってビルマ法に関して大きな影響を受けたアトゥラ王師(Atula Hsayadaw)は法律に通曉し, 自ら法律書を著している(Atula Dhammathat Hyathton 1966 版)。また, アラウンバヤー王との『問答集』(Nanzin Pouksa 1967 版)がある。
- (13) 具体的には, 13世紀後半に書かれた『ワーガル・ダマタッ』および16後半に著された『コーヴアンヂョウタッ』の諸々の規定を取り入れ, また17世紀前半のカインザー・マヌヤーザ大臣による『マハーヤザタッ』の内容を発展させている。
- (14) 例えば, 相続に関し, 前半に古い時代の「ダマタッ」の条項を入れ, 後半で後の時代の「ダマタッ」の条項を入れるなどの不統一が見られ

る。

- (15) MDの著者は、この部分を「ミリンダ王の問い合わせ」(Milinda Panha)に出典を求めているが、これは恐らく、MDの編者がU Kalaの通史の序文〔MY：7〕をそのまま引用したために起こった誤謬であろう。王朝年代記〔HM〕の編者もこのことを指摘し、この部分は『未来経』(Anāgatavamsa Atṭhakathā)の一節であると述べている。〔HM：11〕
- (16) ピルマ語ではポウンナー (pounna) と呼ばれる。
- (17) 相隣り合う隣人の間のうりの実をめぐる訴訟。一方の家の庭に育ったうりの薦がもう一方の家の庭へ拡がって行き、その庭で結んだうりの実をその庭で所有者がもぎ取ってしまった。薦の根がある庭の所有者がそのうりの実を返すよう要求したが、マヌはその要求を退ける判決を下した。この判決に対して、人々も神々も非難した。誤審を悟ったマヌは再審し、うりの実は根っこが滋養を吸収している土地の所有者に属すべき判決を下したので、人々や神々は喝采を送った、という内容。〔MD：24—25〕
- (18) 『マノーターラ』の場合、〔Manothara：3—9 in Shwebaw 1955：28—30〕、『ピューミン』の場合、〔Pyumin：1—45〕『マヌーターラ』の場合、〔Manuthara：1—12〕『ダマヴィラータ』の場合、〔Dhammawilatha：1—13〕、『カインザーシュエミイン』の場合、〔kaingza Shwemyin：34—44 in Shwebaw：577〕、『マヌイン』の場合、〔Manuyin：3—5〕を各々参照。
- (19) MD (1782) では、第一篇が三部に分かれており、その第一部がリチャードソン本の第一篇全部に当たる。司法行政については第二部で別途扱っている。〔Than Tun(D) op. cit.：28—43；奥平 1987：30〕
- (20) ヴィシュディマッガ (Vishuddhimagga)『清浄道論』を指す。このほか、シンハラ僧カッサパ (Kassapa) の著した『サーラッタディーバニーティーカ』(Sāratthadipanitīka) の影響も受けているといわれる。〔Forchhammer op. cit.：95〕
- (21) 諸々の史料が語るアラウンパヤー王の性格を概観すると、モウッソウボーの村長時代、辣腕で、精力的で、言動は王の如く賢しく、品位あり、端正で、勇敢で、落着あり、村長として履行すべき法を具えた人物との評判であった。〔AAL：14〕また、決断と柔軟性を兼ね具え、規律正しく、組織家で戦術にたけていた。〔KBZ：18—19〕。いずれにせよ、すぐれた指導者にふさわしい資質が具わっていたといわれる。〔Lberman：234, 236；Maung Thaw 1976：93 参照〕

- (22) MD1782年写本では三種の「ペイッテイッ」が何を指すのか定かではないが、MDリチャードソン本の英訳注の説明によると、即位の時に受ける「ヤーザ・ペイッテイッ」(yāza-bithik [=beiktheik] beiktheik)，王妃との結婚の時に受ける「マンダ・ペイッテイッ」(mandabithik [=beiktheik]) および、統治数年後に改めて王としての資格の一種の再審査である「タガ・ペイッテイッ」(taga-bithik [=beiktheik]) の三つを指すとある。ただ、テキスト原文において、三種の「ペイッテイッ」と「マハータマダ」、「カッティヤ」および「ヤーザ」の各々との関わりが必ずしも明らかではない。
- (23) アラウンバヤーは仏教に厚く、慈悲深い人物と考えられている(KBZ: 69—71; ROB: 231—233)。また、仏教の守護に力をいれ、持戒を強要した。僧団の規律を強化したり、ヴィナヤの厳守を実行させた。また、家畜殺し、狩猟、賭博、飲酒、麻薬、阿片の禁止、ナック(カミ)への動物供養の慣行の廃止などを命じた(KBZ: 70—71)。
- (24) MMOSによれば、「ペイッテイッ」には最も重要な「ムッダ・ペイッテイッ」(muddha-beikteik) 以外に、「カッティヤ・ペイッテイッ」および「ヤーザ・ペイッテイッ」など13種類あることを述べているが、大半を「ムッダ・ペイッテイッ」(「頭の頂に聖水を注ぐ」の意)の説明に費やしている。この「ペイッテイッ」を受けない場合は王として相応しくないこと、この「ペイッテイッ」を受けてはじめて、仏教の擁護、命令権、裁判権、徵税権などを得る。この「ペイッテイッ」は王になって5年後に受けなければならないこと、ビルマ王では、ニャウンヤン朝のタールン王、コンパウン朝のバドン王など、極く限られた王だけが受けていること、この儀式では、まず王女8人が、次にバラモン(pounna) 8僧が、そして富豪8人が、各々、王に対して「灌頂水」を注ぐ。このあと、改めて、富豪たちが、「灌頂水」を注ぎ、マハータマダと原初人との間で結ばれた相互約束、すなはち、人民側から全収穫量の十分の一の王への献上と王による法と秩序の維持による豊かな社会の樹立の約束を確認し合う。
- (25) 爪迦在世時代のインドの国。
- (26) 「十種の王法」を指す。すなわち、布施、持戒、喜捨、実直、柔軟、苦行者、無念、慈悲、忍辱、および非妨害。
- (27) 王たる者の心得るべきことで、(イ)財源として、土地の生産物の十分の一を徴収すること(ロ)、兵士に対して、半年ごとに食料を供給すること、(ハ)耕作者に借金を貸与え、三年経った後、利息なしで、これを回収すること、(シ)甘美で愉快な言葉を話すこと、の四つを指す。

- (28) イラワディー河の西北部、シュエボー方面など。
 (29) イラワディー河の東部、バガン地区など。
 (30) ティーポー (Thibaw), ラショウ (Lasho) 方面のシャン州。

引用参考文献

1. ダマタッ及びピヤットン・テキスト

Dhammawilatha Dhammathat (写本年不詳) ヤンゴン国立図書館所蔵。
Gaung, U. (ex-Kinwun Mingyi) (edn) 1882-1884 Thoneze-Chauksaung-dwe Amwe-hmu gan Dhamma-that Kyan-gyi and Thoneze-le Zaung-dwe Ein-hmu gan Dhammathat (2Vols.) Yangon : Government Printing. [略称 Digest]

Gaung, U (ed.) 1882 Atthasankhepa Vannana Dhammathet Vannana-Kyan Yangon : Government Printing.

Kaingza Manuyaza Hpyathton (1222 BE 写本) Amarapura.

Kaingza Manuyaza 1870 Mahayazthat Kyi Yangon : Hanthawaddy Press (later editions in 1900 & 1940).

Kaingza Shwemyin Dhammathat ヤンゴン国立図書館所蔵。

King Wagaru's Manu Dhammasattham Text, and Translation and Notes 1892., Edited by Emie Forchhammer). Yangon : Government Printing.

Kozaunggyop Dhammathat (1236 BE 写本)

Manugye Dhammathat BE 1144 BE=1782 写本 [略称 MD]

Manuthara Shwemyin Dhammathat (1218 BE 写本。筆写 2 冊本)

Manuthara Shwemyin Dhammathat (Vol. 1-VII) (1220 BE 写本)

Manoo Thara Swemyin Dhammathat. Edited by Tetto. M. 1879 Yangon : Government Printing.

Manu Reng Dhammathat Edited by Tetto. M. 1878 Yangon : Government Printing.

Pyumin Dhammathat (写本年 不明) ヤンゴン国立図書館所蔵 貝葉, 筆写本。

2. 史 書

Alaung Mintaya Ameindaw-mya [略称 AMA] Edited by Khin Khin Sein 1964. Yangon : Myanmar Naingngan Thamain Kawmashin キン・キン・セイン編『アラウンパヤー王詔勅集』。

Alaung Mintaya-gyi Ayedawbon by Letwe Nawayhta (pp.1—152) [略

称 AAL] by Twin Thin Thaik-won (pp. 153-233) [略称 AAT]
1961 Yangon: Yinkyehmu Wungyi-Htana & She-haung Thutethana
Hnyon—kyay Wun yon

東洋

レッウエノーヤー大臣及びトワインティンタイウンマハースィードゥーによる『アラウンバヤー王戦記』。

Hmannan Mahāyazawindaw-gyi Vol.1 [略称 HM] (1963 Mandalay: Mya Zaw Printing Press).

学報

ビルマの銳定年代記。
Hman She Tak Hswe-daw Zin 1976 (1255 BE 写本のプリント版)
Edited by Maung Maung Tin Yangon: Yangon Tekkato Pon-hneik-Taik [略称 HSTH]

Konbaungzet Mahā-yazawindaw-gyi [略称 KBZ] VoL. 1 1967, Yangon: Ledi Mandaing Press コンバウン王統史。
「ビルマ王族家系図」。

Mahayazawingyi, Vol.I (1960) by U Kala/Burma Research Society.
Yangon: Hanthawaddy Press. [略称 MY]

18世紀初頭のウー・カラーによるビルマ最初の本格的通史。

Myanma Min Okchokpon Sadan [略称 MMOS] pt.1 Edited by Tin
1965 Yangon: Central Press. ビルマ王朝の統治制度。

Pitakat Thaming Sadan [略称 Thamaing] Mingyi Mahā Thiri
Zeyathu 1905 Yangon: Thudhammawaddy Press.

ミンディーマハティリイゼーヤードゥーが、1882年に著した、ビルマ語文献史。

The Royal Orders of Burma [略称 ROB] A.D. 1598-1885 pt.I-X Edited
by Than Tun(D), 1985-1990 The Center for South East Asian
Studies. Kyoto University.

Yadanathika Konbaung Mahā Yazawin [略称 YKM] 1967 (2nd Edition) Naga Bo Hteik Tin Htwe Yangon: Aye Sape Taik.
コンバウン朝大王統史。

3. 第2次資料

Aung Thwin, Michael. 1985 Pagan-The Origin of Modern Burmese.
Honolulu: University of Hawaii Press.

第七十四卷

Aye Kyaw. 1979 The institution of kingship in Burma and Thailand.
Journal of the Burma Reserch Sosciety [以下 JBRSS と略す] VoL.
LXII pt.I & II : II pp.125-175.

二〇〇

- Forchhammer, Emil. 1885 The Jardine Prize : An Essay, Yangon : The Government Press.
- Furnivall, J.S. 1940 Manu in Burma : Some Burmese Dhammathat, JBRS Vol.XXX, pt.ii, Yangon. pp.351-370.
- Harvey, G.E. 1967 (new imp.) History of Burma, London : Frank Cass.
- 石井米雄 1983 「タイの伝統法——『三印法典』の性格をめぐって——」『国立民族学博物館研究報告』8(1)大阪：国立民族博物館。pp.18-32。
- 同上 1975 『上座部仏教の政治社会学』東京：創文社。
- Koenig, William J. 1990 The Burmese Polity. 1752-1819 Michigan : Center for South and Southeast Asian Studies. The University of Michigan.
- Kyin Swi. 1965 The Judicial System in the Kingdom of Burma. ph. D. thesis (Unpublished) London : University of London.
- Lieberman, Victor B. 1984 Burmese Administrative Cycles-Anarchy and Conquest. C1580-1760 Princeton : Princeton University Press.
- Lingat, Robert. 1949 The Buddhist Manu or the Propagation of Hindu law in Hinayanist Indo China Annals of Bandarka Oriental Research Institute No.30 : 284-297.
—do— 1950 Evolution of the Conception of Law in Burma and Siam. Journal of the Siam Society 38(1) : 9-31.
- Maung Maung. 1963 Law and Custom in Burma and the Burmese Family The Hague : Martinus Nijhoff.
- Maung Maung Thaik. 1969 Konbaung-hkit-u Lu-ne-hmu Ache-ane, Myanma Naingngan pyidaung-zu Sape hmit Luhmu-ye Theippang Jane ("Union of Burma Journal of Literary and Social Science") Vol. II, No.I : 45-75.
- Maung Thaw. 1976 Konbaung Hkit Sit-tan Yangon : Hain-kyi Sape Taik.
- 大野徹 1992 「ミャンマー国立図書館所蔵のダマウイラータ写本」『アジア学論叢』第二号（大阪外国語大学）pp.21-55.
- Okudaira, Ryuji. 1986 The Burmese Dhammathat in Laws of Southeast Asia Vol.I. Edited by M.B. Hooker / Singapore : Butter worth pp.23 -120.
- 奥平龍二 1987 「ビルマの伝統法文献研究における諸問題」『史録』（鹿児島大学）pp.23-38.
- Pe Maung Tin. 1985 Myanma Sape Thamaing 『ビルマ文学史』 Yan-

- gon : Pyithu Pissi Kawporeshin.
- Shwe Baw. 1955 The Origin and Development of Burmese Legal Literature ph.D thesis(Unpublished) London : University of London.
- Than Tun(U). 1983 Swebo Nidan (“シュエボー序説”) Yangon : Loka Pon-hneik Taik.
- do——(D) 1985 Cheking Manugye (1782) with Manugye (1874) and Manuyin (1875), Tonan Ajia Rekishi to Bunka (“Southeast Asia History and Cluture”) No.14 Tonan Ajia Shigakkai.